

令和2年3月1日

保護者の皆様

筑前町教育委員会  
教育長 入江 哲生

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための  
町内小・中学校の臨時休業に伴う「一時預かり」の実施について

日頃より、本町の教育活動に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

この度の急な臨時休業に伴い、保護者の皆様にも大変御心配をおかけしておりますことを、お詫び申し上げます。

さて、福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部の指針を受け、筑前町でも適切な保育環境が整わない場合に限り、「児童生徒の一時預かり」を実施することとしました。

下記の実施に係る留意点等を御確認の上、必要な場合には、各小中学校で申込をしてください。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化していることから、今後も町内校長会との協議を重ねていきます。変更等については、各学校を通じて、随時お知らせいたしますので、御確認ください。

記

- 感染拡大防止のため、「家庭での保育」を原則とします。保護者等の留守や自宅以外での預かり先がない等、適切な保育環境が整わない場合の利用に限ります。
- 一時預かりは、令和2年3月4日（水）から令和2年3月24日（火）までです。8：30～14：30での預かりとしますので、昼食・水筒は持参してください。
- 対象者は、小学校1・2年生の児童と、小中学校の特別支援学級の児童生徒です。
- 必ず、保護者の送迎をお願いします。子どもだけでの移動はさせないでください。
- 一時預かりは各学校で行いますが、各校の特別支援教育支援員が対応します。
- 授業等を行わず、「自習」です。宿題や本等、必要な物は各自で持参してください。ゲーム等の持ち込みは固くお断りします。安全面を考慮して外遊び等はいりません。
- 19日（木）は、小学校の卒業証書授与式のため、一時預かりは実施しません。
- 一時預かり中に係る子ども同士のトラブル、事故等についての責任は負いかねます。
- 毎朝 検温してください。発熱や体調不良の場合の参加はお断りします。一時預かり中に体調が悪くなった場合には、すぐにお迎えをお願いします。
- 万が一、近隣市町村や本町での感染者が確認された場合には、一時預かりは中止します。